

2015.5.1

## CSR・ERM トピックス <2015 No.1>

CSR（企業の社会的責任）および ERM（全社リスクマネジメント）分野に関する幅広い情報をご提供することを目的に、2つの InterRisk Report（「CSR トピックス」と「企業リスクインフォ」）を統合し、あらたに「CSR・ERM トピックス」を創刊いたしました。関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問への回答をご紹介します。

国内トピックス：2015 年 3～4 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

### <社会貢献>

#### ○キヤノンマーケティングジャパンが、AED 普及促進のため、カードプリンター用紙の売上の一部を寄付する活動を開始

（参考情報：2015 年 3 月 25 日付 同社 HP）

キヤノンマーケティングジャパンは 3 月 25 日、カードプリンター\*用の名刺用紙の売上の一部を「AED・地域あんしん基金」に寄付する社会貢献活動を 4 月 1 日より開始することを発表した。

「AED・地域あんしん基金」はキヤノンマーケティングジャパンと公益財団法人パブリックリソース財団により 2014 年 4 月に設立された。同基金は、一般市民による AED の使用機会を増やし心肺停止の傷病者の救命率を上げることを目的として、地域貢献を積極的に行う企業や個人の寄付を基に、福祉施設や災害時に避難所となることが想定される公共施設に AED を寄贈してきた。

本取組は、カードプリンター用の名刺用紙の対象製品 1 箱の売上につき 80 円を同基金に寄付し、寄付金 50 万円につき AED 1 台を福祉施設に寄贈するというもの。また、対象製品を購入した企業は、協賛企業として同基金のロゴマークを自社の名刺に入れることが可能となり、自社の社会貢献活動として推進・PR できるようになる。

\* カードプリンター

名刺の印刷および社員証、入館証や修了証などのプラスチックカードなどの印刷に使用される専用プリンター。

### <情報セキュリティ>

#### ○独立行政法人情報処理推進機構が、「組織における内部不正防止ガイドライン」第 3 版を発表

（参考情報：2015 年 3 月 30 日 同機構 HP）

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は 3 月 30 日、情報セキュリティ分野の内部不正に関する対策について、効率的かつ効果的な取組の推進を図るため「組織における内部不正防止ガイドライン」第 3 版を発表した。

本ガイドラインでは、内部不正防止の重要性や関連する法律などの解説だけでなく、各種事例調査やアンケートを踏まえて、組織における情報セキュリティに関する内部不正管理の在り方について、下表の 10 の観点のもと、合計 30 項目からなる具体的な対策を示している。

特に第 3 版では、企業からの要望を踏まえて具体的な内部不正防止策が追加されるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格改訂（JIS Q 27001:2014）に伴い関連箇所

が更新された他、不正行為別の対策一覧等による参照機能が強化されるなど、利用する側にとって使い易い工夫が施されている。

【表】 内部不正を防ぐための管理のあり方に関する 10 の観点とその具体的対策

|    |          |                                                                            |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 基本方針     | 基本方針の策定、経営責任の明確化、組織的な管理体制の構築                                               |
| 2  | 資産管理     | 秘密指定、アクセス管理、システム管理者の権限管理、利用者の識別と認証                                         |
| 3  | 物理的管理    | 物理的保護と入退管理、情報機器及び記録媒体の資産管理・持出管理・持込制限                                       |
| 4  | 技術・運用管理  | ネットワーク利用のための安全管理、重要情報の受渡し保護、情報機器や記録媒体の持ち出しの保護、組織外部での業務における重要情報の保護、業務委託時の確認 |
| 5  | 証拠確保     | 情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存、システム管理者のログ・証跡の確認                                     |
| 6  | 人的管理     | 教育による内部不正対策の周知徹底、雇用終了の際の人事手続き、雇用終了及び契約終了による情報資産等の返却                        |
| 7  | コンプライアンス | 法的手続きの整備、誓約書の要請                                                            |
| 8  | 職場環境     | 公平な人事評価の整備、適正な労働環境及びコミュニケーションの推進、職場環境におけるマネジメント                            |
| 9  | 事後対策     | 事後対策に求められる体制の整備、処罰等の検討及び再発防止                                               |
| 10 | 組織の管理    | 内部不正に関する通報制度の整備、内部不正防止の観点を含んだ確認の実施                                         |

(組織における内部不正防止ガイドラインを基にインターリスク総研作成)

## <地球温暖化>

### ○環境省が、「カーボン・オフセット宣言」の運用開始と併せて「カーボン・オフセットガイドライン」を公表

(参考情報：2015年3月31日付 同省 HP)

環境省は3月31日、「カーボン・オフセット\*宣言」の運用を開始するとともに「カーボン・オフセットガイドライン Ver.1.0」を公表した。

「カーボン・オフセット宣言」は、より多くの企業のカーボン・オフセット取組を社会全体に情報提供することを支援する仕組みで、同宣言を行った企業のカーボン・オフセット取組は、環境省 HP に公表されることになる。

同ガイドラインは、同省のこれまでの取組内容を統合・再構成し、カーボン・オフセット取組において必要な実務と手続の内容が示されている。

ガイドラインの概要は以下のとおり。

第一部 カーボン・オフセットについて

第二部 カーボン・オフセットの取組の進め方

第三部 カーボン・オフセット制度及びカーボン・オフセット宣言

\* 経済活動において避けることができない CO<sub>2</sub> 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ削減努力(省エネの推進等)を行ったうえで、どうしても削減しきれない分については、クリーンエネルギーや、植林・森林保護等に投資すること等により埋め合わせる考え方。

(出典：環境省 HP より抜粋)

## <コーポレート・ガバナンス>

### ○第一生命が、議決権行使基準の概要および対話活動への取組に関する指針を公表

(参考情報：2015年4月1日付 同社 HP)

第一生命は4月1日、「第一生命の議決権行使基準の概要」および「第一生命の対話活動への取組（2015年度）」を公表した。

同社は、投資先企業のコーポレート・ガバナンスの強化、改善を図ることを目的として、株主総会における議決権行使について、社外役員の再任に関する出席率基準と独立社外役員の選任に関する独立性基準を変更した。本変更により、以下の議案については個別精査を経ずに反対することとなった。

#### 【社外役員（社外取締役・社外監査役）の再任に関する議案】

- 取締役会における、直近1年の出席率が半分に満たない社外取締役の再任
- 取締役会および監査役会における、直近1年の出席率が半分に満たない社外監査役の再任

#### 【独立社外役員（独立社外取締役・独立社外監査役）の選任議案】

- 社内取締役、社内監査役の3親等以内の親族の独立社外役員選任
- 株主総会で特別決議の拒否権を有する大株主（保有比率33.3%超）に現に属している、もしくは、退職後一定期間（3年）が経過していない独立社外役員の選任

また、同社は、投資先企業との対話活動の取組のさらなる充実のため、2015年度より投資部門に投資先企業との対話活動を専門に行う「スチュワードシップ活動推進チーム」を新設した。

海外トピックス：2015年2～4月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

## <人権>

### ○Shift 等が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に即して人権に関する取組状況を検証するためのフレームワークを公表

(参考情報：2015年2月24日付 Shift HP 他)

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、UNGPs）」\*の研究機関 Shift および国際会計事務所 Mazars は、2月24日、世界で初めて、UNGPs に即して組織の人権に関する取組状況を自己検証するためのフレームワーク「The UN Guiding Principles Reporting Framework」を公表した。

本フレームワークは、UNGPs の指導原則に対応する質問項目と当該質問への回答に盛り込むべき要素を掲載している。

企業は、本フレームワークを活用することで、自社の取組状況と UNGPs の指導原則とのギャップを把握できる。また、企業は、この結果を踏まえて改善を進めるとともに、その取組を開示することができる。

2015年2月24日現在で、ユニリーバ、エリクソン、H&M、ネスレ、ニューモントの5社が、取組状況の開示にあたり、本フレームワークを活用すると表明している。

フレームワークの詳細については、以下の URL より参照できる。

[http://www.ungpreporting.org/wp-content/uploads/2015/02/UNGGuidingPrinciplesReportingFramework\\_wit\\_himplementationguidance\\_Feb2015.pdf](http://www.ungpreporting.org/wp-content/uploads/2015/02/UNGGuidingPrinciplesReportingFramework_wit_himplementationguidance_Feb2015.pdf)

\* 2011年6月に、国連人権理事会において承認された人権の保護、尊重、救済に関する指導原則で、すべての国家と企業に適用される。

本原則では、国・政府、企業、ステークホルダーの各主体について、人権の保護・尊重・救済の各側面

からそれぞれの果たすべき役割を明示している。特に、企業については、人権尊重に関するあるべき取組等を提示するほか、企業活動が人権侵害の原因となる、または悪化させるリスクを提示している。一方、ステークホルダー向けには、企業の人権尊重取組を評価するためのベンチマークを提供している。

## <ダイバーシティ>

### ○米 Microsoft が、自閉症者を正社員採用するプログラムを試験実施

(参考情報：2015 年 4 月 3 日付 同社 HP)

米 Microsoft は 4 月 3 日、自閉症者をフルタイムで雇用する試験プログラムを、NPO 団体 Specialisterne\*の協力のもとに開始すると発表した。

同社は、ダイバーシティ取組の目指す姿を「人種、国籍、性別、年齢、障がい、性的指向、性同一性、価値観、働き方など多様性を認め、尊重し、それぞれの社員がのびのびと力を発揮できるような場所を提供する」と掲げ、本プログラムに限らず、様々なダイバーシティの取組を行っている。

2014 年の同社ダイバーシティレポートによると、社内の従業員に占める女性、非白色人種、障がい者等の割合はいずれも前年と比較して増加している。同社は「消費者には高い多様性があり、それに応えるために、自分たちも高い多様性を持つべきだ」と述べている。

\* Specialisterne

自閉症者の雇用を支援する活動を行っているデンマークの NPO 団体。

大手ソフトウェア企業 SAP の自閉症者雇用支援プログラムにも協力している。

## <サステナビリティ>

### ○The Prince's Accounting for Sustainability Project が、財務・会計担当者向けにサステナビリティと事業の意思決定の統合に関するガイドを公表

(参考情報：A4S HP)

英国に本拠を置く The Prince's Accounting for Sustainability Project（以下、A4S\*）の CFO リーダーシップネットワークは、財務会計担当者向けに、サステナビリティを財務・会計業務のプロセス・意思決定に統合する際の実務上の課題を解決するための 4 つの手引きを公表した。

この手引きは、A4S の CFO リーダーシップネットワークおよび財務、リスク管理、内部監査、IR、サステナビリティなどの専門家で構成されたチームにより開発されたもので、それぞれの手引きには、同ネットワーク会員企業らによる実践事例も含まれている。4 つの手引きの概要は以下の通り。

#### 1. CAPEX（Capital Expenditure）：

設備投資の評価にサステナビリティの観点を導入する実践的な手引きの案内

#### 2. 投資家へのエンゲージメント強化：

IR 担当者が、自社のビジネスモデルの持続的発展の可能性と株主価値創造の関係性を投資家に深く理解してもらうための実践的な取組に関する手引きの案内

#### 3. 不確実性の管理：

気候変動、人口爆発などのマクロな傾向から生じるリスクを統合し、意思決定プロセスに反映する方法の紹介

#### 4. 自然資本・社会資本\*\*会計：

財務担当者向けの、自然資本・社会資本会計の概要やメリット、財務担当者の役割等の紹介

CFO リーダーシップネットワークの会員企業は手引きに記載された方法を実践しながら、今後さらなる事例を公表する予定。また、2015 年中には統合報告等に関する新たな手引きも発表する予定である。

##### \* A4S

イギリスのチャールズ皇太子が 2004 年に設立した組織。企業の CFO や投資家、研究者らが参画。サステナビリティを財務・会計担当者の業務の意思決定やレポーティングのプロセスに組み込むための実務的なガイダンスやツールを開発することを目的に活動をしている。

##### \*\* 自然資本と社会資本

国際統合報告協議会の「国際統合報告フレームワーク 日本語訳」によると、自然資本および社会資本に関して以下の通り定義されている。

##### ○自然資本

組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能及び再生不可能な環境資源及びプロセス。自然資本には次を含む。

- ・ 空気、水、土地、鉱物及び森林
- ・ 生物多様性、生態系の健全性

##### ○社会・関係資本

個々のコミュニティ、ステークホルダー・グループ、その他のネットワーク間又はそれら内部の機関や関係、及び個別的・集合的幸福を高めるために情報を共有する能力。社会・関係資本には次を含む。

- ・ 共有された規範、共通の価値や行動
- ・ 主要なステークホルダーとの関係性、及び組織が外部のステークホルダーとともに構築し、保持に努める信頼及び対話の意思
- ・ 組織が構築したブランド及び評判に関連する無形資産
- ・ 組織が事業を営むことについての社会的許諾(ソーシャル・ライセンス)

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



### Question

GRI (Global Reporting Initiative) より、サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版(以下、G4)が発行されて間もなく2年となります。当社でも導入を検討していますが、どのようなメリット、導入のポイントがあるのでしょうか？

### Answer

#### 1. G4 の概要

##### (1)GRI・サステナビリティ・レポート・ガイドラインと G4

GRI・サステナビリティ・レポート・ガイドラインとは、企業（等あらゆる組織）がサステナビリティレポートの編集において「非財務情報を開示するための指針」を示したものです。開示する上での原則や、何をどのように開示すべきか（開示すべき情報の種類や開示すべき具体的な指標）を網羅的に示しており、各社の情報開示内容・レベルを均質化することを目指しています。（次頁【表】参照）

2006年に発表された同ガイドライン第3版（G3）とG4の相違点としては、特定標準開示項目（詳細は次頁【表】参照）が一部追加されたことに加え、準拠のオプション（詳細は後述）の見直しや、各種文言・説明文の明確化等が挙げられ、企業が参照・導入しやすい内容になった、といわれています。

【表】G4の「一般標準開示項目」「特定標準開示項目」

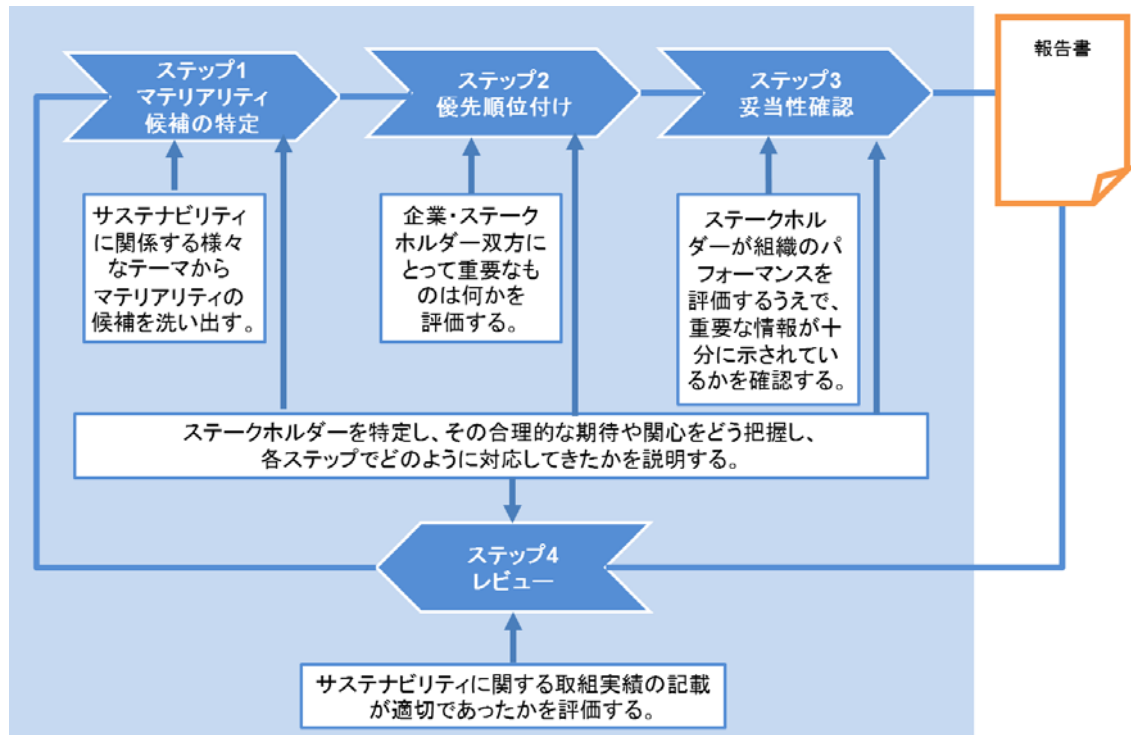
|                                                                  |              |                |                  |                   |              |                 |
|------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|------------------|-------------------|--------------|-----------------|
| 一般標準開示項目<br>(7分類・58項目のテーマからなる。サステナビリティレポートに記載すべき基本的な項目が列挙されている。) |              |                |                  |                   |              |                 |
| 1.戦略および分析                                                        |              |                |                  |                   |              |                 |
| 2.組織のプロフィール                                                      |              |                |                  |                   |              |                 |
| 3.特定されたマテリアルな側面とバウンダリー                                           |              |                |                  |                   |              |                 |
| 4.ステークホルダー・エンゲージメント                                              |              |                |                  |                   |              |                 |
| 5.報告書のプロフィール                                                     |              |                |                  |                   |              |                 |
| 6.ガバナンス                                                          |              |                |                  |                   |              |                 |
| 7.倫理と誠実性                                                         |              |                |                  |                   |              |                 |
| 特定標準開示項目<br>(46分類・92項目のテーマからなる。マテリアリティと特定された項目の情報開示方法が列挙されている。)  |              |                |                  |                   |              |                 |
| 経済                                                               | 経済的パフォーマンス   |                | 社会               | 人権                | 投資           |                 |
|                                                                  | 地域での存在感      |                |                  |                   | 非差別          |                 |
|                                                                  | 間接的な経済影響     |                |                  |                   | 結社の自由と団体交渉   |                 |
|                                                                  | 調達慣行         |                |                  |                   | 児童労働         |                 |
| 環境                                                               | 原材料          |                |                  |                   | 強制労働         |                 |
|                                                                  | エネルギー        |                |                  |                   | 保安慣行         |                 |
|                                                                  | 水            |                |                  |                   | 先住民の権利       |                 |
|                                                                  | 生物多様性        |                |                  |                   | 人権評価         |                 |
|                                                                  | 大気への排出       |                |                  |                   | サプライヤーの人権評価  |                 |
|                                                                  | 排水および廃棄物     |                |                  |                   | 人権に関する苦情処理制度 |                 |
|                                                                  | 製品およびサービス    |                |                  |                   | 社会           | 地域コミュニティ        |
|                                                                  | コンプライアンス     |                |                  |                   |              | 腐敗防止            |
|                                                                  | 輸送・移動        |                |                  |                   |              | 公共政策            |
|                                                                  | 環境全般         |                |                  |                   |              | 反競争的行為          |
|                                                                  | サプライヤーの環境評価  |                |                  |                   |              | コンプライアンス        |
|                                                                  | 環境に関する苦情処理制度 |                |                  |                   |              | サプライヤーの社会への影響評価 |
| 社会                                                               | 労働慣行と公正な労働条件 | 雇用             | 社会への影響に関する苦情処理制度 |                   |              |                 |
|                                                                  |              | 労使関係           | 製品責任             | 顧客の安全衛生           |              |                 |
|                                                                  |              | 労働安全衛生         |                  | 製品およびサービスのラベリング   |              |                 |
|                                                                  |              | 研修および教育        |                  | マーケティング・コミュニケーション |              |                 |
|                                                                  |              | 多様性と機会均等       |                  | 顧客プライバシー          |              |                 |
|                                                                  |              | 男女同一報酬         |                  | コンプライアンス          |              |                 |
|                                                                  |              | サプライヤーの労働慣行評価  |                  |                   |              |                 |
|                                                                  |              | 労働慣行に関する苦情処理制度 |                  |                   |              |                 |

(G4を基にインターリスク総研作成)

## (2)マテリアリティ選定・開示のプロセス

G4 では企業・ステークホルダー双方にとって特に重要なテーマ、すなわち「マテリアリティ」を以下のプロセスで選定し、レポートで開示することが求められています。

【図】マテリアリティ選定・開示プロセス



(G4 を基にインターリスク総研作成)

上記プロセスで特に重要な点は、全てのステップにおいて「ステークホルダーの意向の反映」が求められていることです。企業は、マテリアリティの選定に向けた有効なダイアログ（対話）を実施し、ステークホルダーの声を積極的に取り入れ、活用することが求められています。

## (3)準拠のオプション

自社のサステナビリティレポートを G4 に「準拠」させるには以下 2 種類のオプションが用意されています。

|      |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 中核準拠 | 一般標準開示項目（【表】参照）の中で必須と定められている一部の項目と、マテリアリティと選定された項目のうち 1 つ以上の情報を GRI の要求事項に沿って開示する方法。 |
| 包括準拠 | 一般標準開示項目とマテリアリティと選定された項目「全て」の情報を GRI の要求事項に沿って開示する方法。                                |

「中核準拠」は「包括準拠」よりも開示項目の範囲が限定的であることから、初めて導入する企業や、中小企業でも準拠しやすいオプションといわれています。

なお、多くの企業で G4 に則したサステナビリティレポートを作成していますが、「準拠」している企業は少数に留まっており「G4 を参照した」としている企業が多いのが実情です。なお、「参照した」と表記することに対して特段の要件はありません。

## 2. G4 導入のメリット

G4 の導入には以下のメリットが挙げられます。

### (1) 「自社が優先的に取り組むべきこと」の把握・実践

企業が持続的発展のために取り組むべき課題は無数に存在しますが、「自社ができることを、実現可能な範囲で実践する」だけではステークホルダーの期待に応えることにはなりません。

マテリアリティの選定プロセスを経ることで、「自社の強みを発揮できる課題は何か」、「ステークホルダーから真に期待されていることは何か」を客観的に把握し、優先順位も踏まえながら取り組むことができるようになります。

また、開示すべき指標が定められていることから、課題解決のために何をすべきかが明確となります。

### (2) ステークホルダーとの信頼関係の強化

現在のサステナビリティレポートには、「自社が取り組んだ顕著な成果」のみ掲載していたり、取組の成果を客観的に示していない（例：女性の活躍を推進している、としながら管理職登用の割合や育児休暇の取得率など具体的なデータを掲載していない等）レポートが見受けられます。

(1)で述べたとおり、ステークホルダーから期待されていることを取り上げ、情報を開示することを通じ、サステナビリティレポート作成の意義（ステークホルダーとの信頼関係構築）を高めることにつながります。特に、ESG 課題\*に関する情報開示を強く求める投資家との信頼関係の強化に有効といえます。

#### \* ESG 課題

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の略で、企業の持続可能性に関する諸課題を分類して表現したもの。ステークホルダーは、企業の「非財務情報」として、これらのテーマに関する様々な情報の開示を求めている。

## 3. 導入時の留意点

上記のとおり、G4 導入には様々なメリットがある一方で、導入に際して留意すべき点もあります。

### (1) ステークホルダーダイアログの実施方法

GRI では具体的なステークホルダーダイアログの方法を定めていません。故に「具体的に何をどのようにしたら良いのかわからない」と悩む企業が少なくありません。

どのように実施するかは自社を取り巻く状況や定義したステークホルダーの種類に応じ、最も適した方法を検討します。ダイアログの実施方法は、座談会、会議、ワークショップ、公聴会等の対面での方法や、アンケート等による調査という手段も考えられます。

国内・海外企業のサステナビリティレポートを見ても、ダイアログの実施方法は様々です。様々なステークホルダーと毎日ダイアログを実施しているケースもあれば、ステークホルダー毎に詳細なアンケート調査を実施し重要度の定量評価を試みているケースもあり、各社独自の工夫が窺えます。

## (2)マテリアリティの優先順位付の方法

マテリアリティ開示プロセスの STEP2「優先順位付け」（【図】参照）は、STEP1 で「特定」された「マテリアリティの候補」を、会社・ステークホルダーそれぞれにとっての重要度で評価し、双方にとって特に重要なもの、優先順位の高いものは何か、を洗い出すプロセスです。（しかしながら、GRI はステークホルダーダイアログの方法と同様、その具体的な方法は示していません。）

優先順位付のポイントは、客観的妥当性を確保できる評価方法を導入することです。重要度の評価方法としては、アンケート調査によって得られた定量データを分析する方法、ヒアリングの実施結果や自社の経営理念・経営計画等の定性的なデータを分析する方法、ステークホルダーの代表者（NGO の代表や大学教授などの専門家）に評価・コメントしてもらう方法等が挙げられます。（1）で述べたステークホルダーダイアログの方法とあわせて、客観的妥当性が確保できる評価方法を検討し、前述の方法をバランスよく取り入れることが重要です。

なお、「会社・ステークホルダーにとって重要なこと」は、普遍的なものもある一方で、その時々、の事業環境等により大きく変動（例：「大規模地震が発生→事業継続への要請が高まる」、「情報漏洩事件が発生→情報セキュリティ対策強化への要請が高まる」）します。このため、ステークホルダーからの声を定期的に拾い上げ、優先順位を柔軟に見直していくことが重要です。

## (3)社内の運営

G4 では、開示すべき指標が詳細に定められています。中には、ネガティブ情報に関するデータ（例：法令への違反回数 等）や、自社では今まで統計をとってこなかったデータの開示を求められることもあるでしょう。また G4 の導入により、社内関係部署には新たな業務が発生したり、自部署の弱みを開示させられる、ということで協力を得られにくくなることも考えられます。

故に、今まで以上に、経営トップの関与とともに、関係部署を巻き込んでいく体制を事前に整えることが必要となります。

2015 年 12 月末日以降に発行されるサステナビリティレポートに G3 を採用した企業は G4 への移行が求められます。また、投資家を中心に、企業の ESG 課題に対する取組内容への関心が高まっていることもあり、今後 G4 への注目度はますます高まっていくものと考えられます。

自社グループにおける CSR 経営の客観性を確保し、ステークホルダーとの一層の信頼関係を築いていくためにも、G4 の活用は今後必須となることでしょう。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

- ◇CSR（企業の社会的責任）      ◇ERM（全社的リスク管理）
- ◇企業リスク分析・評価      ◇コンプライアンス（法令遵守）
- ◇危機管理      ◇海外危機管理      ◇法務リスク全般
- ◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）      ◇食品リスクマネジメント
- ◇情報セキュリティ      ◇D&O（役員賠償責任）      ◇CS・苦情対応      他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015